



登録番号	373
登録日	平成28年12月1日

名称	医療法人 浩然会
代表者職名・氏名	理事長 大重 太真男
所在地	〒891-0402 指宿市十町1130番地
電話番号	0993-22-3295
ホームページアドレス	http://www.kouzenkai-hp.or.jp
業種	医療・福祉
業務概要	指宿浩然会病院, 介護老人保健施設「ヴァンバールみどりの風」, 指宿訪問看護ステーション, 小規模多機能型居宅介護「ケアホーム合歓の木」
行動計画期間	令和3年3月1日 ~ 令和8年2月28日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 計画期間内に男性職員の育児休業の取得(1人以上)</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月~ 男性についても育児休業が取得できることや、休業中の育児休業給付等諸制度について周知をはかる。 令和3年3月~ 育児短時間勤務, 介護休業及び介護短時間勤務についても周知をはかる。 <p>目標2) 子どもを育てる社員が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用を援助し, 仕事と家庭生活の両立を支援する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月~ 制度導入に向けて検討 令和3年4月~ 未就学児, 小学校低学年までの保育費用を補助する制度を新設する。
こんな両立支援に取り組んでいます	<ul style="list-style-type: none"> ■ 託児所の設置 指宿浩然会病院敷地内に24時間365日運営の託児所「たんぼぼ」があり、就学前までのお子さんを預けることができます。 幼稚園や保育園等が休みの場合、臨時に預けることも可能です。 ■ 産前・産後休業 出産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、出産後8週間の休暇があります。 ■ 育児・介護休業等の制度 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護のための短時間勤務。